

令和2年度事業報告

我が国の経済は、収束の見えない新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」発令などによる影響から、公共・民間からの発注が一時的に控えられたこともあり、1年を通して厳しい状況にありました。

こうした中、政府が進める「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の効果もあり、少しずつ経済の持ち直しも見えてきましたが、経済の水準はコロナ禍の前を下回る状態であり、その回復は道半ばと考えられます。

この状況下において、当センターの実績を見ますと、年間事業計画として掲げる9つの柱をもとに事業運営方法を明確に定め、啓発活動に力を注ぎ、会員との連携を深めることで、事業実績は前年度対比14.3%増の成果を得ることができました。

また、令和2年12月25日、国の閣議決定により「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を築くことを目的とした「第5次男女共同参画基本計画」が定められました。具体的な取組の一つに「高齢者が安心して暮らせる環境の整備」として、「シルバー人材センターをとおして、多様な就業機会の提供等を行い、高齢者においても男女性別に関わらず就業を促進する。」と掲げられています。

当センターでは令和2年度、「女性委員会」を新たに発足し、センターのイメージアップと女性会員の入会促進を図るとともに、会員のスキルアップ講習会の開催などを実施することで、年間登録会員数については前年度と比較して19名（うち女性会員8名）の増につながりました。

しかしながら、「高年齢者雇用安定法」の改正により、継続雇用年齢が65歳から70歳に引き上げられることにより、シルバー入会希望者の入会年齢の上昇と入会を躊躇される方も増えてまいりました。このことに対する対策として、ポイント制度の紹介やシルバーが行う福利事業などの魅力紹介に年間をとおして尽力してまいりました。

急速に高齢化の進む中、「シルバーの事業は生涯現役」を基本として、「高齢者が誰でも参加できる、健康で楽しく活動できる、地域とのふれあいを築ける、社会の一端の担い手として感じられる」を目標に、会員互助会活動の充実を図るとともに、一人でも多くの方が参加していただけるよう事業運営に努めました。

1 就業機会の確保及び組織的に提供する事業（定款第4条(1)）

コロナ禍により就業機会を確保するための事業所訪問を実施することが困難な状況下、新規受注を開拓するため、みよし市工業経済会を通じてチラシを配布することで、就業機会の確保に努めました。

2 就業機会を確保するための公の施設の指定管理業務（定款第4条(2)）

みよし市の施設「高齢者生きがいセンター太陽の家」、「東山太陽の家」、「福谷太陽の家」の3施設の指定管理者として、常に利用する会員だけではなく、初めて利用する方に対しても魅力ある施設となるよう、直売会やイベント等など企画し、施設としての利用価値の向上に努めました。

3 就業を希望する高齢者のための職業紹介事業（定款第4条(3)）

高齢者の多様な就業ニーズ、多様な働き方に対応するため、高齢者を採用しようとする求人者に対して、雇用を前提とした職業紹介事業を行うことで、直接雇用を希望する高齢者へ就業機会の提供に努めました。

4 就業を希望する高齢者のための労働者派遣事業（定款第4条(4)）

これまでに培った豊かな知識・技能を生かして、より専門的な分野で就業し、地域社会に貢献していただく機会を提供するため、愛知県シルバー人材センター連合会が主催する派遣事業定例会議等に参加し、多様化する発注者のニーズに対応するための情報を収集し、適正な就業機会の提供に努めました。

5 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会を行う事業（定款第4条(5)）

コロナ禍により多数の会員が集まって講習を受けるのが難しいため、少人数及び屋外で行えるスキルアップ講習を2回開催し、温室で就業する会員の知識と技術の習得向上に努めました。

6 就業に関する調査研究及び相談を行う事業（定款第4条(6)）

毎月1回の事務局だよりを活用し、就業についての悩みがある場合は、事務局へ相談を促し、会員のニーズを把握し就業のミスマッチの防止、未就業者の減少に努めました。

また、直接就業会員からの意見等の情報収集を行うことで、安心して就業できる環境作りに努めました。

7 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業（定款第4条(7)）

就業安全委員会を開催し、会員の就業中及び就業途上における事故防止対策を図るとともに、就業安全パトロールを年3回実施して安全対策の強化を図りました。

また、事務局だよりに、就業事故防止について記載し、事故の抑制と安全意識の向上に努めました。

8 センターの活動等について周知を図る事業（定款4条(8)）

会員募集や直売会チラシの新聞折込みを実施するなど、官公庁・企業・一般家庭にセンター事業の周知を図り、会員の就業機会の拡大と仕事の確保に努めました。

また、市の広報誌に「一緒に働きませんか ～どうする？第2の人生～」と題した特集を依頼し、シルバー人材センターの周知に努めました。

9 その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(9)）

公益法人として適正な事業運営を推進するため、各種研修会等に参加して知識や情報を収集し、運営体制の充実を図りました。また、厚生労働省愛知労働局の定期経理事務指導監査を受け、事業経理の正確で適正な運営に努めました。

また、年2回のボランティア活動を実施し、社会貢献とセンターのPRに努めました。